

《珣生三器》に見る書写水準

Calligraphic standards seen in the Three Diaosheng Vessels

角 田 健 一

Kenichi Tsunoda

I 《珣生三器》について

《五年珣生簋》、《六年珣生簋》、《五年珣生尊》の三器を総称して《珣生三器》と呼ばれる。三器のうち二器の《五年珣生簋》、《六年珣生簋》は古くから知られている伝世の器で、既に多くの釈読もなされてきた。これに加え近年新たに二〇〇六年一月に《五年珣生尊》(『文物』二〇〇七・八)が陝西省扶風縣城關鎮五郡西村より発掘されたことが報告され、前掲の発掘報告からすぐに李学勤「珣生諸器銘文聯誼研究」なども同誌に併せて掲載されている。これを皮切りに多くの論文が発表された。ちなみに断代については諸説あるが、概ね西周晩期の厲王、共和、あるいは宣王期ごろとされている。ところで、これほどまでに新出の《五年珣生尊》の釈読が過熱し

たのは、①《五年珣生簋》、《六年珣生簋》の両器が銘文の形式化が進んだこの時期としては、稀に見る難読の銘文であったこと。②新たに発見された《五年珣生尊》が《五年珣生簋》、《六年珣生簋》の内容を補足・包括する内容であったことである。先述のように《五年珣生簋》、《六年珣生簋》の両器は考古学的発掘ではない。よって既に多くの研究者が考釈を試みてはいたが、三者三様の様相をきたしており、これといった通例を示すことができないままであった。林澧「珣生殷新釋」*1によって《五年珣生簋》、《六年珣生簋》両器の内容が連続しているという新説が発表されたことは一つの区切りとなったが、《五年珣生尊》発掘後においても隸定の差異などの問題を含み、未だ定説を見るに至っていない。これら《珣生三器》の釈読関連の内容は、特に中国の論文も数多く発表されているが日

本では木村秀海「琯生三器釋讀」*2に詳しい。

《琯生三器》では上述のように内容的に複雑な問題を孕んでいるが、本論考では殊にその書法的側面に瞩目することで、多くの先行研究とはまた異なった視点から考察を試みた。主に《琯生三器》の銘文内容とその銘文書写・水準のあり方を一考するものである。

II 書写・書法上の問題

《琯生三器》の内容として最も注目すべきは、《五年琯生簋》、《六年琯生簋》両器の内容が連続している¹とされる点、そして《五年琯生尊》がこの両器の内容に深く関連し、極めて制作年代が近いという点である。そもそも伝世の《五年琯生簋》、《六年琯生簋》は少なくとも林氏の新説が発表されるまで、それぞれが独立した内容として解釈されてきた。結果としてこれが難読とされてきた一因であったわけだが、鐘を除けば基本的に複数器に分けて銘文が鑄込まれる、という前提がなかったことを考えれば当然である。

私は予てから《五年琯生簋》、《六年琯生簋》の釈読の問題を一旦切り離れた視点、つまり書写、書法という視点で注目していた。それは以下の通りである。

i 《五年琯生簋》《六年琯生簋》に共通した特殊な布置章法

ii 《五年琯生尊》二器の文字構造の差異

iii 書法上特殊な銘文《六年琯生簋》


i 《五年琯生簋》、《六年琯生簋》両器を図1・2に示したい。文そのものの差異については後述するが、今問題としたいのは布置章法である。西周金文では普遍的に最終行ないし途中で字数を調整し、最終行末を揃える意識が働いている。例えば《琯生三器》のうち《五年琯生尊》3・4を見ると、通常の行は全て八字を配しているのに対し、最終行はいずれも七字。《甲》では「召」字を拡大させ更に字間も広く取ることで調整し、また《乙》では極端に「亟」字を下げることで、明らかに文末を他の最終列と揃えようと思意識している。結果的に完全に揃わないにしても、文末を他行と揃える「書写意識」ほどの銘にも現れるのが西周金文の一つの特徴である。このことは西周の書写者・製作者らの一種の美意識とも取れるが、一方で《五年琯生簋》、《六年琯生簋》の最終行に注目すると《五年琯生簋》では四字、《六年琯生簋》では三字と、かなり中途半端な状態で終わっていて、西周金文の普遍的な書写意識が無視されている。いわばこの両器は揃って稀な例なのであって、逆説的に言えば両器は明白な共通点を示しているのである。結果として林氏の新説、つまり内容的な共通点を書写面でも補う形となっている。

図1



図2



琯珮生は《六年琯珮生簋》で「事召人」としていること、また召公を「朕烈且」と呼ぶことからして召公奭の系譜である。前掲の李氏ら先行研究でも散見される通り直系ではなく分族であるが*3、《師鬲簋》に「宰琯珮生入右師鬲」とあって宰の官として仕えていた有力者であった。加えて《琯珮生鬲》には「琯珮生作文考允仲尊鬲」とし自ら父に対して作器するだけの力も有していた。《琯珮生三器》は、召一族の君氏（宗君）の退隠に伴う本家の召伯虎と、分族である琯珮生の分室についてその配分と経緯を中心に語られている。

《琯珮生三器》を除く「琯」関連の器を見てみると、《函皇父簋》がある。銘のはじめには「函皇父作琯玆盤盃尊器」とあって、琯はもと姪姓とされている。《函皇父簋》は同文の銘が三器、内一器は日本 の天理参考館に所蔵されており、壁内図5と蓋図6に銘が鑄込まれている。共通して両銘には列を揃える意識がない。西周晩期でかつ三四字という字数を考えても特殊な類で、拙論「罍線を有する青銅器銘文の一考察」*4で示した通り、通常晩期の銘は縦横に罍線を引いて書写するため、本来は列への意識があるのが通例である。

相違点について述べれば①銘文の太細、②文字の傾き、③文字の大小といった部分が挙げられる。器蓋の関係では比較的雰囲気差がある器で、書きぶりは僅かに異なる点もあるが、概ね線の太細のみが全体の印象の違いに強く影響していて、案外共通する文字構造

图 3



图 4

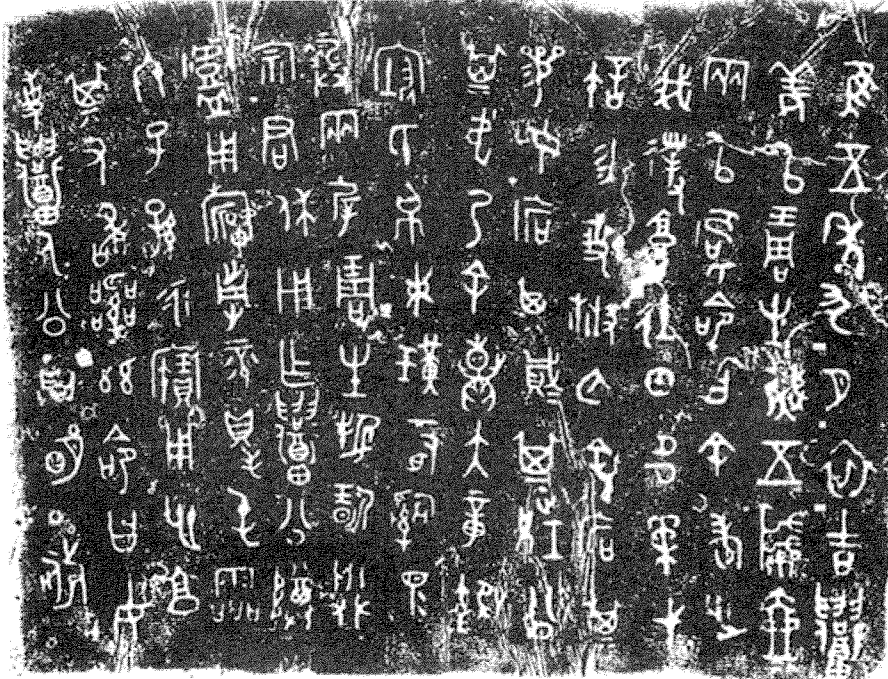


図5



図6



や書きぶりも多く有している。例えば「子々孫々」（器銘は「子孫」の「子」部頭部が通常よりやや大きく、他の特殊な字形も極めて類似していることから、同一人物ないし一方を模倣のような形で書写されたに違いない。

改めて《五年瑠生尊》を見てみたい。《五年瑠生尊》は二器あり、

蓋と器のような関係ではないが、報告によれば器形も大きさも同一、文様は僅かに異なるが、銘も同文であるから同時に製作された可能性が極めて高い。文字構造に限定して異なる文字を抜粋し表1にまとめた。書きぶり（構造は同一だが、書き方や曲がり・ソリといった字形が異なる場合）も以下に触れるが、必要に応じて示すことしたい。

二器の比較から得られる相違点と特徴は以下の三点である。（以下《五年瑠生尊・甲》を《甲》に《五年瑠生尊・乙》を《乙》と表記する。）

- ① 《乙》は文字構造が曖昧（誤字）な文字が多い。
- ② 《甲》・《乙》は各々共通した文字構造を有している。
- ③ 《甲》・《乙》は各々共通した書きぶりを有している。

最も明白なのは①である。一見にして《乙》側に文字構造が明白でないものが多い。単に文字を理解していないかの如き状態である。例はいくつもあるが鑄込みの段階の誤りを排除するために簡単な文字を挙げれば「事」字、「亡」字、「弟」字などあって《乙》側の銘は単独で現れては解説不能な文字が複数ある。その他、正統的な銘

では現れない反転文字の「汝」字もあるが、後半の「汝事召人」と出てくる箇所では反転しておらず、異形である。詳細を挙げれば際限ないが、同時制作かつ同器形、同サイズ・同文を有する銘を考慮すると双方にはあまりにも異形の文字が多い。

②は、文字構造(字形)の問題である。同一文字ないし同一構造を有する文字について各々同銘文で共通した構造を有して、例を挙げると「之」字、「世」字の差異がある。「之」字と「世」字は比較的似た構造で「止」部に近い。その中央部の縦画を直線的に下げていくのが《甲》、右に曲げていく形を取るのが《乙》というように、《甲》は《甲》の、《乙》は《乙》のそれぞれが独自の文字構造で書写している。「通」字上部の「止」部も同様のことと言える。部位に限定すれば、「召」字に見える「酉」部は「𠄎」と「𠄎」の文字構造がそれぞれ守られており、「貳」字、「得」字、「寶」字に見える「貝」部は「𠄎」と「𠄎」のようにこちらも文字構造が器ごとに守られている。

③書きぶり(書風)もまた器ごとに特徴を持っている。「両」字は二例あるが両肩の部分が曲線的な《甲》、対して直線的な《乙》とで分かれ、「其」字はいくつもあるが、いずれも上部が窄まる《甲》に対し、やや開き気味の《乙》という具合である。

他全体を眺めると《乙》銘には「參」字、「乃」字、「又」字の如

く足元をやや長く、僅かながら揺らすような素振りが特徴で、章法としても全体として文字の縦比も印象がある。《乙》銘の行間の広さはこれに起因するはずである。

これら三点を鑑みると両器は、比較的正統的な書写者《甲》を参考にして書写者《乙》が書写したのではなく、それぞれが別に同銘を書写した可能性が高い。特に②と③の関係はただ模倣しただけでは現れない現象であり、《乙》の書写者単独の知識内で書写しなればここまでの構造上の違いも見られることはない。また裏を返せば同時期、同時にこれらの書体で使用されていた痕跡ともいえる。

これまで私は、《函皇父簋》の如く同文の銘は一方の正統的な銘を模倣、もしくは臨書のような形でもう一方の銘を製作している*5と考えてきた。そして同様にこれが蓋器の関係に限らず同銘の器にも当てはまる問題だと安易に想像していたが、器そのものが異なる状況では強ちそうとも言えないということがわかってきた。特に②の文字構造の完全な書き分けは、器蓋の関係では現れない現象で異形文字の器蓋に現れるそれとは明白に異なっている。

iii 書法上特殊な銘文《六年琯生簋》

《六年琯生簋》の銘文は、他の「琯生」関連器とはその趣を異にする。厳密に触れずとも図1〜図4の各銘を比較した時の印象が

《六年琯生簋》のみ異なることを感じ取れるはずである。その要因を、書写水準²⁾での観点に絞って左記三点を挙げる。

① 特殊な文字構造

② 文字の大小

③ 布置章法

①は他の器に見られない特殊な文字構造である。特殊な文字構造を多く有する器では例えば《散氏盤》があるが、これも訴訟・裁判の記録である。とりあえず比較のために《甲》と共通し、かつ特殊な文字構造を持つ文字をあげると表2のようになる。「琯」字は縦画が無く、「猷」字の左部下は「鼎」の形に作るべきところが「貝」に作る。「考」字は通常上部が四本必要なところが二本であり、また「訊」字に至っては単独では解説できないほど構造が曖昧である。《甲》との共通文字に限定しなければこれに限らない。「有」字、「訊」字、「典」字など見ても、《六年琯生簋》内の同一文字中の書きぶりの相違、異形が多く、書きぶりが不安定で知識が曖昧な状態で書写されている。

② 《六年琯生簋》では文字の大小が、同時期のものとしては強く現れている。西周前期の銘文は、疎画の文字は小さく、また繁画の

文字は大きくといった自然な大小でもって書写されている。これは時代が下ると共に、横(列)の罫線の発生や銘文の長文化によって銘文を読みやすくする意識の中で徐々に繁画の文字を整理しながら変遷を辿っている。《琯生三器》は西周晩期の器であるから、当然《五年琯生簋》や《五年琯生尊》の如き文字の大小を比較的统一した書きぶりである必要があるが、《六年琯生簋》ではこの文字の大小が顕著に現れる。

表3は同一文字を等倍で抜粋した表になる。主に前半部と後半部で文字の大小が異なっている。特に五行目途中から顕著に字幅が広くなり、これに起因して③布置章法に影響しているものと思われる。表3のように共通文字に限定しても字幅差は明白であり、晩期の特徴である列の意識は僅かながら維持するが、銘文全体のまとまりがないのはこの為で、縦横比の統一感が無い。

字幅の不統一は同時に行間への意識の希薄さを示唆することになる。そしてこれが他の琯生関連器と最も異なる点であり、行間への意識(行域)は書写水準の差として顕著に現れる特徴の一つである。《六年琯生簋》はその水準が他の銘から劣ることを意味している。罫線との関係から見ると*6実は西周早期から行域への意識は旺盛であり、特にこの時期の高水準の銘は縦横比、特に横幅についてはある一定の範囲内に厳密に守られているからである。

表 1

甲												
乙												
甲												
乙												
甲												
乙												
甲												
乙												

表 2

五年珮生簋	六年珮生簋	
		珮
		朕
		老
		珮
		既
		召
		虎
		我

表 3

後半	前半	
		余
		年
		既
		司
		鄭
		有
		公
		典

Ⅲ 《珮生三器》の書写水準からみる製作意図

《五年珮生簋》と《六年珮生簋》は紀年こそ異なるが、木村氏によれば《五年珮生簋》の「唯五年正月己丑」は分室の件が持ち上がった時、《六年珮生簋》の「唯六年四月甲子」は珮生が《五年珮生簋》と《六年珮生簋》を製作させた日とする。つまり紀年は製作年ではなく、事象があつた時期を指すということになる。これは《五年珮生尊》で「癸端から終結」までのすべてが書かれていることを根拠にしている。つまり尊二器が先にあつて、その後《五年珮生

《簋》と《六年琺生簋》を六年に同時に制作したというわけである。一方で、林「琺生尊與琺生簋的聯讀」*7の指摘も捉え方として自然である。

其實五年簋銘從五年正月「琺生有事、召來合事」說起、是追述訟事發生的時間。尊銘明確記載是在五年九月婦氏轉達了君氏對訟事解決方案的意見、因為解決訟事起關鍵作用、所以特鑄這一對尊以志紀念。尊銘的前半和五年簋銘所記的乃是同一件事、只是詳略各有不同而已。

（實際、五年簋銘は五年正月「琺生に事有り。來たりて事を合す。」から話が始まり、訴訟が起きた時から述べられている。尊銘では五年九月に関する意見を明確に記載されている。訴訟解決が鍵となるので、記録を記念してわざわざこの尊を鑄造した。尊銘の前半と五年簋銘に記されている内容は同じであり、詳細が異なるだけである。）

つまり《五年琺生簋》で「公、其の參を取らば、汝は則ち其の貳を取れ。公、其の貳を取らば、汝は則ち其の一を取れ」と複数の提案があるのに対し、《五年琺生尊》では「余取其參、取其貳。（余、其の參を取らば、其の貳を取れ。）」とあって、君氏・召伯虎側が三、琺生が二という具体的な結果が述べられている。その結果を記録するために青銅器を製作したというわけである。

ちなみに《五年琺生尊》が《五年琺生簋》と《六年琺生簋》を包括する内容とするのは「有司皆賜兩璧（有司に皆兩璧を賜う）」の語が見えるからである。有司へ兩璧を与えたことが、これら訴訟問題の終結を示している。《六年琺生簋》には、ほぼ同義とする「伯氏則報璧（伯氏則ち璧を報ず）」の一節があつて《五年琺生尊》が「発端から終結」まで書かれていることの左証とする。

以上を踏まえると製作順を三通り得られる。

- ① 《五年琺生尊・甲乙》↓《五年琺生簋》&《六年琺生簋》
- ② 《五年琺生簋》↓《五年琺生尊・甲乙》↓《六年琺生簋》
- ③ 《五年琺生簋》↓《五年琺生尊・甲乙》&《六年琺生簋》

《琺生三器》の紀年からわかるように大きな時期の差こそ無いが、前述のようにほぼ同時期とは思えぬほど《六年琺生簋》と他の三器《尊二器、五年簋一器》には書法上の相違点がある。例えば《衛鼎》や《逯鼎》のように複数の器で、かつ複数年に亘って紀年を有するとき（某年某（作者者）鼎）と紀年が異なっても作者者が同一人物の場合）ある一定の範囲を逸脱することはなく大きな書写水準の差は出ず、また書法上の特徴も類似するものが多い。

では何故この様な大きな書法上の差が生まれたのか。改めて銘文

内容を見ておきたい。ここでは銘文の理解のために木村氏の訓読を示す。

《五年瑠生簋》

唯れ五年正月己丑。瑠生に事有り。來たりて事を合す。余獻ず。婦氏、壺をり、告げて曰はく、「君氏の命をてす」、曰はく「余、老す矣。公の附の徒田は諫（諍）多し。伯氏の從許するを式て、公、其の參を宥らば、汝は則ち其の貳を宥れ。公、其の貳を宥らば、汝は則ち其の一を宥れ」と。余、君氏に大璋を惠し、婦氏に帛束・衡を報す。召伯虎曰はく、「余、既に訊けり。朕が考我が母の命を厭かしめむ。余、敢て亂さず。余、或た我が考我が母の命を致さむ」と。瑠生則ち圭を覲す。

《六年瑠生簋》

唯れ六年四月甲子、王、に在り。召伯虎告げて曰はく、「余、慶びを告ぐ」と。曰はく、「公の稟ひし貝は獄諫に用ゐたなり。爲せしは伯なり。定有り、成有り。亦た我が考幽伯・幽姜の命なり。余、慶びを告ぐ。余、邑をて有司に訊く、「余は典するのみ、敢へて封ざる勿かれ」と。今既に訊く。有司曰はく、「命を厭かしめたり。今余、既に一く典に銘す。獻す」と。伯氏則ち璧を報す」と。瑠生、

朕が宗君の其の休に奉揚し、用て朕が烈祖召公の嘗を作る。其れ萬年、子子孫孫まで永く寶とし、用て宗に享せよ。

はじめ触れたように、これらの内容は確かに連続している。前半部である《五年瑠生簋》に「其れ萬年、子子孫孫まで永く寶とし」といった常套句が無いことも少なからず中途半端な感があり、連続した内容とすることに異論はない。しかし《五年瑠生簋》には裁判結果がどうなったかという肝心な結果が記されていない。「公、其の參を宥らば、汝は則ち其の貳を宥れ。公、其の貳を宥らば、汝は則ち其の一を宥れ」は、その内容から選択が示されているのみで、瑠生が三分の二を取ることまでは読み取れない。いわゆる訴訟内容の記録的意識が強い内容で、銘文上「其れ萬年……」と結ばなかったのはこれに起因するものだと思う。

一方後半部の《六年瑠生簋》には具体的な決定の詳細は全く触れられず、《五年瑠生尊》で「余、其の參を宥らば、其の貳を宥れ。」と、その結果が明白に記されている。つまり内容的に見れば、《五年瑠生簋（五年正月）》、《五年瑠生尊（五年九月）》、《六年瑠生簋（六年四月）》の紀年通りの製作と考えてもよい。

さらに想像を膨らませるならば、《五年瑠生簋（五年正月）》は「事」の記録として製作し、《五年瑠生尊（五年九月）》はその結果

であるから、今で言う判決後の一種の契約書の意味で製作したのではないかと思う。あまり内容として必要としない「其の兄は公、其の弟は乃ち余。」と態々その対象を記したのはこの為ではないか。加えて《五年琯生尊》には作器の理由に「琯生、朕が宗君の休に對揚し…」と常套句あり、普通それが文末の締めくくりとなるにも関わらず、この銘文の文末では「明らかに亟せ」とあつて、琯生が決め事を乱した際の罰を明記するのである。

では《六年琯生簋》はというと、明らかに《五年琯生簋》、《五年琯生尊》と性格を異にしている。第一に、早くから多くの先行研究で指摘*8されているように《六年琯生簋》では召伯虎が敢えて君氏と婦氏を「我が考幽伯・幽姜の命なり。」とし、物故した名に交えて呼んでいる。銘文内容を素直に捉えれば《五年琯生簋》、《五年琯生尊》から時間の経過を示していることになる。第二に具体的な訴訟の結果が全く明記されていないこと。第三に一般的な銘文の如く文末に「子々孫々……」の句が見られること。そして第四に書写水準が前者二器と全く異なることである。

とりわけ書法的観点から見れば琯生関連器、特に《琯生三器》のうち《六年琯生簋》のみ異質であり書法的関連が得られない。《五年琯生簋》、《六年琯生簋》は連続しているというより、そもそも青銅器としての役割が異なっていたのではないか。前述のとおり《五

年琯生簋》は訴訟の開始の記録、《五年琯生尊》は訴訟の契約（結果）、《六年琯生簋》は琯生がこの一連のやり取りに感謝を込め、それを記念して「琯生」が極めて個人的に依頼して作った器といった具合にである。《琯生三器》はいずれも王朝側との直接的関連は見出せないが、銘文内容に対して書写水準が異なることについては拙論「西周金文における書写水準の側面」*9で述べた通りである。《琯生三器》中、書写水準の劣る《六年琯生簋》はこれら他の一群と書写上並列に見るべきではなく、銘文内容としては限りなく関連性が強いが、同時にかつ同過程で製作された器と言えるものではない。

*1 林澧「琯生新釋」〔古文字研究〕第三輯、中華書局、一九八〇〕

*2 木村秀海「琯生三器釋讀」〔立命館大学白川静記念東洋文字文化

研究所漢字学研究第一号〕、二〇一三〕

*3 君氏と宮中は兄弟であるという説もある。

*4 『書道学論集7』大東文化大学大学院書道学専攻院生会誌、二〇〇七

〇〇七

*5 『書道学論集8』（大東文化大学大学院書道学専攻院生会誌、二〇〇八）

〇八）器蓋の関係に限定して述べた拙論「器蓋両銘を有する西周

青銅器について」参照。

* 6 前掲『書道学論集7』

* 7 『古字研究』第二十七輯、中華書局、二〇〇八年

* 8 李学勤「琯生諸器銘文聯誦研究」(『文物』二〇〇七・八)をはじめ、王占奎《琯生三器銘文考釋》《考古與文物》二〇〇七・五)等、多くの論考がある。

* 9 『大東文化大学創立90周年・中国社会科学院文学研究所60周年記念共同国際学術シンポジウム』(大東文化大学国際交流センター、

二〇一三)